

県南広域振興局長告示第103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、江刺猿ヶ石土地改良区（奥州市）の野手崎頭首工管理規程等の変更を認可した。

なお、変更後の当該管理規程の概要は、次のとおりである。

令和8年9月15日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

1 野手崎頭首工

（1）取水、放流及びゲートの操作に関する事項

ア 頭首工の取水位は、堰高2.0メートルとする。

イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。

（2）頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項

（3）洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項

（4）その他頭首工の管理に関し必要な事項

2 杉崎頭首工

（1）取水、放流及びゲートの操作に関する事項

ア 頭首工の取水位は、標高142.91メートルとする。

イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。

（2）頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項

（3）洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項

（4）その他頭首工の管理に関し必要な事項

3 新地野頭首工

（1）取水、放流及びゲートの操作に関する事項

ア 頭首工の取水位は、堰高1.5メートルとする。

イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。

（2）頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項

（3）洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項

（4）その他頭首工の管理に関し必要な事項

4 広野頭首工

（1）取水、放流及びゲートの操作に関する事項

ア 頭首工の取水位は、標高100.561メートルとする。

イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。

（2）頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項

（3）洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項

（4）その他頭首工の管理に関し必要な事項

5 平頭首工

（1）取水、放流及びゲートの操作に関する事項

ア 頭首工の取水位は、堰高1.0メートルとする。

イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。

（2）頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項

（3）洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項

（4）その他頭首工の管理に関し必要な事項

6 西風頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高1.6メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

7 一の関頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高1.5メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から翌年4月25日まで（通年）とする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

8 二の関頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高2.3メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

9 三の関頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高1.8メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

10 茶臼頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、標高58.45メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

11 桶石頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高3.0メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項

- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

12 町裏頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、標高117.12メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

13 久田頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、標高114.85メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

14 堰根転倒堰

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、標高113.12メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

15 樋渡転倒堰

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、標高111.60メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

16 境頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高1.4メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

17 新田頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高2.0メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項

(3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項

(4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

18 島田用水

(1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

ア 頭首工の取水位は、標高91.93メートルとする。

イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。

(2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項

(3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項

(4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

19 神田頭首工

(1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

ア 頭首工の取水位は、堰高2.0メートルとする。

イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。

(2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項

(3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項

(4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

20 大和田堰

(1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

ア 頭首工の取水位は、堰高1.3メートルとする。

イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。

(2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項

(3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項

(4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

21 津田庄頭首工

(1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

ア 頭首工の取水位は、堰高2.0メートルとする。

イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。

(2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項

(3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項

(4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

22 鹿の股頭首工

(1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

ア 頭首工の取水位は、堰高4.2メートルとする。

イ 取水期間は、毎年4月26日から翌年4月25日まで（通年）とする。

(2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項

(3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項

(4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

23 中堰頭首工

(1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

ア 頭首工の取水位は、堰高1.0メートルとする。

イ 取水期間は、毎年4月26日から翌年4月25日まで（通年）とする。

- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

24 下上野頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高0.9メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

25 熊野田頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高0.90メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から翌年4月25日まで（通年）とする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

26 玉崎頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高2.15メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

27 新田頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高1.2メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から翌年4月25日まで（通年）とする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

28 寺頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高1.7メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

29 氷頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高1.2メートルとする。

- イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

30 若神子頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高2.4メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

31 石名田頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高2.0メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

32 向田頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高1.3メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

33 隼頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高1.8メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

34 砂子田頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高1.5メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から翌年4月25日まで（通年）とする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

35 水の口頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

- ア 頭首工の取水位は、堰高1.2メートルとする。
- イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

36 原体西頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高2.0メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項

37 原体東頭首工

- (1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - ア 頭首工の取水位は、堰高1.1メートルとする。
 - イ 取水期間は、毎年4月26日から9月5日までとする。
- (2) 頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項
- (3) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項
- (4) その他頭首工の管理に関し必要な事項